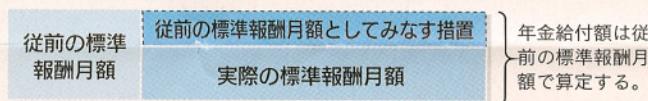


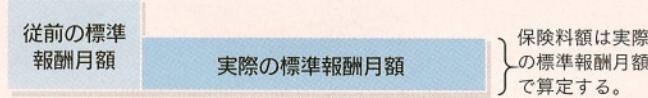
3歳未満の子を養育する被保険者の年金額算定上の標準報酬月額の特例措置について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、子の養育開始前の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者が申出することにより、その期間は実際の標準報酬月額ではなく、従前の標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算することができます。これは、養育期間中の報酬の低下が将来の年金受給額に影響しないように導入されたものです。

●年金額を算定するとき

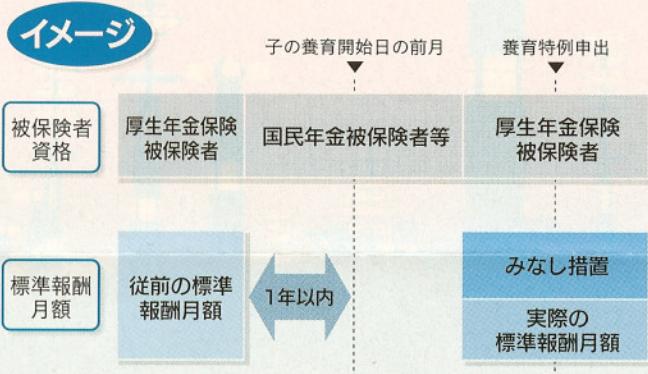


●保険料額を算定するとき



また、従前の標準報酬月額については、子の養育を開始した日の前月の標準報酬月額を基準としますが、その前月において、厚生年金保険の被保険者でなかった場合は、その前月前1年以内における被保険者であった直近の月の標準報酬月額をもって特例を受けることとなります。

なお、その前月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、この措置の適用は受けられません。



申出方法

- 本人の申出により、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を事業主経由で社会保険事務所に提出します。
- 申出時において、被保険者でない者または特例措置の適用を受けようとする期間に係る事業所が現在勤務している事業所と異なる被保険者(以下、「被保険者であった者」といいます。)が申出を行う場合は、勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所(複数ある場合はそれぞれの社会保険事務所)へ被保険者であった者が直接申出書を提出します。

- 特例措置を受けている被保険者が、転勤等の理由により被保険者資格を喪失し、転勤先等で資格の取得をした場合は、一旦、特例措置が終了しますので、転勤先等の事業所から申出書を再度提出することが必要になります。

申出時期

- 申出書の提出時期については、次のいずれかに該当した日以降となります。
 - 3歳未満の子の養育を開始したとき
 - 3歳未満の子を養育する者が新たに被保険者資格を取得したとき
 - 保険料免除の適用を受ける育児休業等を終了したとき
 - 該当の子以外の子についての特例措置が終了したとき

申出より前の期間については、申出日の前月までの2年間はさかのばって認められます。

添付書類

特例措置の申出を行う場合は、申出者が当該子を養育していることを明らかにできる書類として、次の①および②を添付することになります。

- ただし、当該子に係る特例措置が終了した後に、再度、当該子に係る特例措置の申出を行う場合は、①の書類の添付は必要ありません。
- 子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにできる書類(区市町村長の証明書または戸籍抄本)
 - 申出者が当該子を養育したこととなった日を証する書類(住民票(写)等)

特例措置の終期および終了届

特例措置の対象期間の終期については、次のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までとなっています。

- 子が3歳に達したとき
- 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき
- 該当の子以外の子についてこの措置を受けることになったとき
- 子の死亡、その他の理由で子を養育しなくなったとき
- 育児休業等の保険料免除措置を受けることになったとき

上記4に該当したときのみ、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届」を事業主経由で提出する必要があります。